箕面市総合窓口等業務委託②にかかる

一般競争入札説明書

（総合評価落札方式・入札後資格確認型）

平成29年4月5日

本説明書は、箕面市総合窓口等業務委託②にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

**１ 入札に付する事項**

（1）名　　称　　箕面市総合窓口等業務委託②

（2）契約期間　　契約締結日から平成32年9月30日まで

　　　　　　　　（3年間の長期継続契約）

（3）業務内容　　国民健康保険室、介護保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金、総合保健福祉センター総合相談窓口等に係る窓口業務及びその他業務の委託

※ 別添「業務委託仕様書」（別紙資料1）を参照のこと。

（4）入札方式　　総合評価落札方式による一般競争入札とする。

競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出　を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

（5）履行場所　　箕面市役所本館・別館（箕面市西小路四丁目地内）

　　　　　　　　 みのおライフプラザ（箕面市萱野五丁目地内）

（6）予定価格 　 予定価格は総額で定め、314,069,760円とする。

（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）

（7）地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。

（8）箕面市契約規則（昭和55年規則第40号。以下「契約規則」という。）その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

**２ 入札参加資格**

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

（1）令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

（2）令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。

（3）引き続き二年以上その営業を行っていること。

（4）法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（6）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

（7）本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

（8）入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。

（9）業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

**３ 入札事務の担当部署**

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階　TEL：072-724-6714）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

**４ 入札の方法**

（1） 入札書（様式1）

入札者は、「入札書」（様式1）に入札価格（消費税等を除く。）を総額で記載し、記名・押印したうえ提出しなければならない。

（2） 提案書（様式3～20）

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載し、記名・押印のうえ提出しなければならない。

（3） 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料等を添付しなければならない。

（4） 注意事項及び禁止事項

① 入札書及び提案書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。

② 契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。

③ 入札者は、提出した入札書、提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。

**５ 落札者の決定基準**

（1）配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

（2）価格に関する評価

別紙「落札者決定基準」（資料2）に基づき点数化する。

（3）価格以外に関する評価

別紙「落札者決定基準」（資料2）に基づき点数化する。

（4） 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価を実施する。

① 実施体制及び方法

② 業務継続性

③ 市民サービスの向上

（5）その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

**６ 入札説明会**

（1）日時：平成29年4月13日（木）午後3時から

（2）場所：箕面市役所別館6階入札室

（3）参加申込

　　　①入札説明会参加申込書（様式24）に必要事項を記入の上、メールにて送信すること。

　　　②申込期限：平成29年4月11日（火）正午まで（必着）

　　　③送信先アドレス：

　　　　メールの件名は、「箕面市総合窓口等業務委託②入札説明会参加申込書（事業者名）」

　　　　担当課：箕面市市民部市民サービス政策室

（4）入札説明会は、1社2名までとする。

（5）入札説明会当日は、説明資料を配布しないので、本市ホームページから必要なものを印刷し持参すること。

**７ 質問書に関する事項**

（1）公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式21）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

（2）質問書の提出期限：平成29年4月17日（月）午後3時まで（必着）

（3）送信先アドレス：

メール件名は、「箕面市総合窓口等業務委託②質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部市民サービス政策室（TEL：072-724-6717）とする。

（4）質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

**８ 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等**

（1）入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

① 入札書（様式1）

② 提案書（様式3～20）

（2）入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階総務部契約検査室

（3）入札書等の提出日時

平成29年5月11日（木）午前9時から午後5時まで

（4）入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。

① 入札書

入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面市総合窓口等業務委託②入札書」と朱書して、1部提出する。

② 提案書

ア　提出部数17部（正本1部、副本16部）

イ　提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェックリスト（様式4）のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

（5）入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

（6）開札に立会を希望する場合は申し出ること。

開札日時：平成29年5月11日（木）午後5時05分

開札場所：箕面市役所別館6階入札室

① 開札立会参加申込書（様式22）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

② 申込期限：平成29年5月11日（木）正午まで（必着）

③ 送信先アドレス：

メール件名は、「箕面市総合窓口等業務委託②開札立会参加申込書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部市民サービス政策室（TEL：072-724-6717）とする。

**９ 落札者の決定方法**

（1）入札者の評価は、「5 落札者の決定基準」に基づき、入札価格に関する評価の点数及び入札価格以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。

（2）前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を落札の候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。

（3）落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書（様式23）及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。

（4）前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。

（5）落札者の発表は、入札後1カ月を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。

（6）落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

**10 申請書等の提出**

落札の候補者は、本市からの通知に従い、本市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

（1）競争入札参加資格確認申請書（様式23）

（2）競争入札参加資格の確認に必要な資料

① 登記簿謄本（法人）

② 印鑑証明書　※写し不可、原本添付

③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書

④ 事業税の納税証明書

⑤ 市町村民税の納税証明書　※箕面市内に本支店がある場合

⑥ 許可・登録・認可証明書　※申請業務に必要な場合

⑦ 技術者経歴書　※申請業務に必要な資格者

⑧ 業者カード・契約実績一覧表

⑨ 電算入力票

⑩ 委任状　※支店等が契約先となる場合

⑪ 誓約書（暴力団員不当行為防止）

（3）有資格者は、上記（2）の書類は省略することができる。

（4）提出方法は、持参又は郵送による。

（5）申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（6）提出された申請書等は、返却しない。

（7）競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

（8）提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

**11 入札保証金及び契約保証金に関する事項**

（1）入札保証金は、免除する。

（2）契約保証金は、免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

**12** **契約書作成の要否**

（1）契約書は、市の指定する様式（資料3）とする。

（2）契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

**13** **入札の無効**

以下に掲げる入札は、無効とする。

（1）入札参加資格がない者のした入札

（2）入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

（3）入札価格を改ざん又は訂正した入札

（4）記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

（5）指定の日時までに提出又は到達しなかった入札

（6）本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

（7）本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

（8）入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

（9）委任状の提出のない代理人のした入札

（10）予定価格を超過した金額を記載した入札

（11）入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札

（12）入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札

（13）申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札

（14）申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札

（15）前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

**14 長期継続契約**

　本入札は、箕面市長期継続契約に関する条例（平成21年箕面市条例第44号）に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約期間は3年とするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

**15 調達手続の延期又は中止等に関する事項**

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

（1）入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

（2）天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

（3）調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

**16 その他**

（1）提出された書類は、一切返却しない。

（2）入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。

（3）消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。

（4）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。